

下北地域広域行政事務組合議会第44回臨時会会議録

議事日程

平成24年6月29日(金曜日)午前10時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

第4 議案審議(質疑、討論、採決)

(1) 議案第11号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

(2) 議案第12号 財産の取得について

(3) 議案第13号 財産の取得について

(4) 議案第14号 財産の取得について

(5) 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)

(6) 報告第6号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19人）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 横 垣 成 年 | 2番 | 村 川 壽 司 |
| 3番 | 東 健 而 | 4番 | 中 村 正 志 |
| 5番 | 富 岡 修 | 7番 | 斉 藤 孝 昭 |
| 8番 | 菊 池 光 弘 | 9番 | 白 井 二 郎 |
| 10番 | 傳 法 清 孝 | 11番 | 千代谷 誠 |
| 12番 | 二本柳 貞 一 | 14番 | 平 井 賢 一 |
| 15番 | 菊 池 隆 年 | 16番 | 竹 内 修 也 |
| 17番 | 田 中 岩 男 | 18番 | 柴 崎 伸 也 |
| 19番 | 秋 田 力 | 20番 | 中 村 勉 |
| 21番 | 半 田 義 秋 | | |

欠席議員（2人）

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 6番 | 佐々木 隆 徳 | 13番 | 相 内 祥 一 |
|----|---------|-----|---------|

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 管 理 者 | 宮 下 順 一 郎 | 副 管 理 者 | 金 澤 満 春 |
| 副 管 理 者 | 飯 田 浩 一 | 副 管 理 者 | 太 田 健 一 |
| 副 管 理 者 | 野 坂 充 | 副 管 理 者 | 古 川 健 治 |
| 監 査 委 員 | 小 川 照 久 | 事 務 局 長 | 川 西 彰 |
| 消 防 長 | 山 本 伸 一 | 危 機 管 理 監 | 伊 勢 田 孝 助 |
| 事 務 局 理 事 | 蛭 名 俊 文 | 副 理 事 長 | 笹 谷 光 久 |
| 企 画 財 政 課 長 | 赤 田 貴 生 | は ま ゆ り 学 園 長 | 山 中 勝 |
| 出 納 室 長 | 大 橋 誠 | 監 査 委 員 長 | 星 久 南 |
| 消 防 本 部 長 | 櫻 井 以 文 | 消 防 本 部 長 | 若 山 典 夫 |
| 消 防 本 部 長 | 山 本 義 隆 | 消 防 本 部 長 | 平 尾 和 大 |
| む 消 防 署 長 | 澤 田 由 岐 雄 | 大 消 防 署 長 | 成 田 眞 二 |
| 大 消 防 署 長 | 木 下 裕 司 | 大 消 防 署 長 | 木 村 勝 則 |
| 東 消 防 署 長 | 大 久 嘉 範 | 風 間 浦 長 | 山 田 好 弘 |

事務局職員出席者

総務課
総括主幹

安野拓道

総務課
総括主幹

伊藤泰成

総務係
総務課長

工藤定光

開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（半田義秋） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第44回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（半田義秋） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、5番富岡修議員及び14番平井賢一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（半田義秋） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（半田義秋） 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第11号から議案第14号まで及び報告第5号から報告第6号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） おはようございます。ただいま上程されました4議案2報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第11号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。本議案は、関係省令の一部改正に伴い、電気自動車用の急速充電設備に関する規定の追加等を行うことについて、所要の改正を行うためのものであります。

次に、議案第12号及び議案第13号 財産の取得についてであります。2議案は、救急業務の高度化推進と救命率の向上を図るために、大間消防署に配備している高規格救急自動車と高度救命用資機材を更新するためのものであります。

次に、議案第14号 財産の取得についてであります。本議案は、大間消防署に配備している水槽付消防ポンプ自動車を更新するためのものであります。

次に、報告第5号についてであります。これは、平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてでありまして、下北文化会館に係る直流電源装置整流器盤に故障が生じ、停電時における利用者の安全確保が図れない状況であるため、当該機器の改修工事を実施するものであります。

なお、この改修工事作業中、6月13日午後2時ごろ、予備電源から電気をとる際、誤ってショートさせ、ブレーカーより発火しましたが、工事立ち会いの東北電気保安協会の職員がすぐに消火したため、館内の利用者に影響はなく、その後の貸し館業務に特に支障はありませんでした。

また、例年にない豪雪により一般家屋損壊等の事例が多発しており、アックス・グリーンに搬入される粗大ごみの量が増大しておりますことから、当該ごみ処理に当たり事前に破碎処理の必要があるため、破碎処理業務を委託するものであります。

これらの対応に急を要したことから専決処分したものであります。

次に、報告第6号についてであります。これは去る3月9日、むつ市北関根地区の国道で発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました4議案2報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（半田義秋） これで、提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には、前もって議案書を配付してありますので、議案熟考の時間はあえて設けませんので、ご了承ください。

日程第4 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（半田義秋） 次は、日程第4 議案審議を行います。

議案第11号

○議長（半田義秋） まず、議案第11号 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 2点ほど質問させていただきます。

まず、この条例の対象となる急速充電設備ですね、これがこの下北地域広域で管轄する地域内でこういう設備は何カ所ぐらいあるのかというのをお聞きしたいと思います。

それと、私が聞いて知っているところの設備、これかなというのが来さまい館の近くにあるのですが、そここのところの設備を見ると、この条例によりますと、堅固に床、壁、支柱等に固定することとか、雨水等の侵入防止の措置を講ずることとか書いてあるのですが、何かちょっと雨水等の侵入防止という点では物足りないような感じがするものですから、そこら辺も含めて何カ所ぐらいあって、実際この条例が施行されると、この条例の基準にきちっとのつとつたような設備になっているのかどうか、これをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） ただいまの2点の質問についてご説明をいたします。

私どもの管轄しております地域に急速電気はいかほどついているのかということでございますが、まずご承知のとおりむつイベント広場に1カ所、それから民間ではございますが、むつ日産に、これは民間企業のところに1カ所、2カ所になっております。

参考までに申し上げますと、横浜の菜の花プラザに1カ所、それから六ヶ所の原燃PRセンターに1カ所、大体下北地区はこの4カ所ついてます。さらに、むつ市では川内町の庁舎の周辺に1カ所、今年度設置予定があるということをお伺っております。

雨水への対策でございますが、これにつきまして

てはイベント広場では簡易的な屋根はついております。さらに、この充電器そのものの本体は防水になっておりますので、雨が入らない状態であるということをご理解いただければと思います。今ついているのもそのようになってございますし、この法令の部分についてはもう既にクリアしているということをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 後半のほうの話ですが、現在の形ではこの法令の基準内におさまっているということですが、見た感じ、ちょっと素人目ですけども、見た感じ、屋根がちょこっと、上にちょこっと乗っているという程度で、それこそ横から雨風が、もう風で直接当たるといふうな、そういう感じで屋根が屋根としての役割を果たしていないような、何かそういう構造で、つけ足しみたいな何か屋根なのですよね。そういう意味では、もしああいう屋根は、つけても、つけなくても同じような何か構造に私には思えるのですが、どうせつけるのであればきちっとそれこそ横からの雨風も当たらないような形で、もう少し広くするか、横風が当たらないような壁に周り設けるとか、何かそういうようなことは全く対処する必要はないものかどうか、ちょっと再度確認させていただきます。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） 今申し上げましたのですけれども、この本体、充電器本体自体が既に防水の処理をできるようになっておりますので、あの屋根がある、なしにかかわらず、その自体がもう既に防水の構造になっているということをご理解いただければと思います。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） そうなりますと、結局屋根はあっても、なくてもいいというふうな構造物にな

るのですけれども、こっちは当然雪も降りますし、ただ雪を積もらせないためだけの何か屋根みたいな感じですけども、そういう意味が雪が例えばあつと積もった場合でも大丈夫ということでご理解してよろしいですか。最後、ちょっと確認させていただきます。

○議長（半田義秋） 消防長。

○消防長（山本伸一） 屋根はついておりますので、ある程度の雪は防げるという理解はしていますけれども、その屋根がなくても、基本的にはそういう構造でつくられているということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（半田義秋） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号

○議長（半田義秋） 次は、議案第12号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号

○議長(半田義秋) 次は、議案第13号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号

○議長(半田義秋) 次は、議案第14号 財産の取得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

報告第5号

○議長(半田義秋) 次は、報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番横垣成年議員。

○1番(横垣成年) 歳出のほうですが、塵芥処理費として363万3,000円補正、その中身が、説明を読みますと、粗大ごみ破碎業務委託と提案理由に書いておりましたが、この業務委託の内容をもう少し詳しくお知らせいただければと思います。

それと、大体量ですね、これ重さでいうのか、立米でいうのがちょっとわかりませんが、その量もどのくらいの量なのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○議長(半田義秋) 事務局理事。

○事務局理事(蛭名俊文) ただいまのご質問にお答えいたします。

今回補正いたしました予算内容につきましては、まず処分するごみの量ですけれども、約255トンになっております。委託料に関しましては、バックフォアのアタッチメントを取りかえまして粗大ごみを破碎するためのアタッチメントを取りつけて、それをもって破碎いたしますけれども、それが1日8万4,000円で、一応1日の処理できる量が約10トンでございます。255トンですので約26日分、この経費を見て、これで218万4,000円。それからあと、その破碎したごみをピットまで運ぶためにタイヤショベルが必要になります。そのタイヤショベルの借り上げ料が1日5万2,500円で、これも26日ということで136万5,000円。それからあと、重機の運搬費、それからバックフォアが作業するための足場にするために下に鉄板を敷きますけれども、その費用で両方合わせて8万4,000円、トータルで363万3,000円ということになっております。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） こういう粗大ごみというのは、ことしは雪がたくさん降って、それで大量に発生したというのがありますが、粗大ごみは例年それなりの量は発生していたとは思いますが、その場合は多分手作業でいろいろ内部努力でやっていたと思うのですけれども、そこでお聞きしたいのが、こういう量ですね、それこそ今まで手作業でどのくらいの量までだったらこういう補正かけなくてもやれる量なのかどうかという、その分岐点、今回は255トンですけれども、100トンぐらいまでだったら内部努力でできるとか、そこら辺のちょっと分岐点がどのくらいなのかというのを教えていただければと思います。

それとあと、何でもかんでも、それこそ5メートルも10メートルもあるようなながらをぼんぼん運んでもいいというふうに多分今はなっていると思うのですけれども、そここのところをやっぱり市民に協力を求めて、例えば1メートルぐらいまで寸断して持ってきてくれとか、そのぐらいまでの要請をかけるということではできないものかどうか、またそういうことも検討したかどうかというのもちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（半田義秋） 事務局理事。

○事務局理事（蛭名俊文） ただいまのご質問にお答えいたします。

例年でございますと、大体月の搬入量が130トン前後となっております。今回、ことしに限りましてその搬入量が200トン、250トン近くになって約70%以上増大しております。そういうことになりまして、どうしてもアックス・グリーンのほうで設備してあります機械ではとても処理しきれないということで、どうしても粗大ごみのヤードのほうにごみたまってしまうとどうにもならなくて、搬入したい方が待っているということなのです。

で、急遽この予算を盛らせていただいたわけでございます。

それから、ごみのほう、長さ幾らでもということではございません。ずっと前に、アックス・グリーンが稼働する段階で、粗大ごみに関しましては木材に関しましては2メートル以内、それから直径20センチメートル以内で裁断して持ち込んでくださいということを持ち込む方にもお願いしていますし、そのような状態で搬入させるようにいたしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ということは、大体130トン、月130トン以内であれば自前でできるということで、これは今だけの補正になるということで、そういう意味ではもう少しそこら辺も.....255トンが急に運ばれたのでこういう補正をかけなくてはいけない。例えばこの255トンが各月ごとにばらけて、例えば今月持っていくのを2カ月後にと言って、結局130トンに月ならせばこういう補正をかける必要はなかったということにもなると思うのですが、そこら辺の市民への協力というか、そういうのもこれから検討する必要もあるのかなと思うのですが、ちょっとそここのところいかがでしょうか。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 市民へのご協力というふうなことでございますけれども、倒壊した家屋をそのまま放置するというふうなことは、むつ市議会のほうでも、また全国的な例においてもさまざまなかたちの中で危険であるというふうなこと、指摘、当然されてきておりますので、早く撤去していただくような形、これ廃屋の問題もありますけれども、そういうふうな形で撤去をした形というふうなことで十分この部分はご理解できるものと、このように思います。

○議長（半田義秋） これで横垣成年議員の質疑を

終わります。

ほかに質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番(齊藤孝昭) 先月、5月の30日に広域議会臨時議会がありまして、1カ月後のきょう、また広域議会臨時議会がありましたが、専決処分という方法に少し疑問がありますので説明をお願いしたいと思いますが、この1カ月の間に急を要したという理由で専決をしなればならなかった理由をお知らせ願いたいと思います。

○議長(半田義秋) 事務局理事。

○事務局理事(蛭名俊文) この粗大ごみに関しましては、まず4月からどんどん入ってきていたわけですが、どうしてもアックス・グリーンのほうで1日当たりの処理し切れない分以上に入ってきてまいりましたので、搬入希望の方に、皆さんにちょっと待っていただいていた状態がございます。どうしても待たせている方々も余り長く待たせるわけにはいかないと。最初のうちは何とか時間かけても処理する予定でありましたけれども、待っている方が大変たくさんございましたので、なるべく早く処理しなくてはいけないということで、6月の臨時議会までちょっと待てないということをお願いいたして予算措置していただいたものであります。

○議長(半田義秋) 齊藤孝昭議員。

○7番(齊藤孝昭) そもそも5月の30日というと、もう雪もほとんどなくなって、その解体したものとかもどんどん入ってきている状況を見ながら、6月の臨時議会に議案として、一般会計の補正予算として出さなかったことについて、やはり事務局には怠慢があったのではないかと、専決処分はできるだけ少なくというのがやはり議会側の、議員側の要望でもありますし、やはりこうやってまめに臨時議会が議長の配慮でできるといふことありますので、やはり議案として出すべきものが普通だと思いますが、そのところはどうか

うに考えているのか、お願いいたします。

○議長(半田義秋) 事務局長。

○事務局長(川西 彰) 先ほど事務局理事のほうから専決理由について説明があったわけですが、繰り返しになりますけれども、議会を招集するいとまがなかったと、急を要したということでの専決処分ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(半田義秋) これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決をいたします。

本案は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は報告のとおり承認されました。

報告第6号

○議長(半田義秋) 次は、報告第6号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。以上で報告第6号の質疑を終わります。

報告6号については文書のとおりです。

閉会の宣告

○議長(半田義秋) これで、本臨時会に付議された事件は、すべて議了をいたしました。

以上で、下北地域広域行政事務組合議会第44回
臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時25分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 半 田 義 秋

下北地域広域行政事務組合議会議員 富 岡 修

下北地域広域行政事務組合議会議員 平 井 賢 一

参 考 资 料

下北地域広域行政事務組合議会第44回臨時会会期日程表

| 日 程 | 月 日 | 曜日 | 会 議 区 分 | 会 議 内 容 |
|-------|-------|----|---------|---|
| 第 1 日 | 6月29日 | 金 | 本 会 議 | 開 会 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程、提案理由の説明 第 4 議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会 |

議事経過一覧表

下北地域広域行政事務組合議会（第44回臨時会）

| 議案番号等 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|--------|---|-------|------|
| 議案第11号 | 下北地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例 | 6月29日 | 原案可決 |
| 議案第12号 | 財産の取得について | 6月29日 | 原案可決 |
| 議案第13号 | 財産の取得について | 6月29日 | 原案可決 |
| 議案第14号 | 財産の取得について | 6月29日 | 原案可決 |
| 報告第5号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算) | 6月29日 | 承認 |
| 報告第6号 | 専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて) | 6月29日 | 報告 |